

《目次》

1. 株式会社ネスパディディの注文書が再改定されました！（2013 年 7 月）
2. 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の臨時国会での制定を求める取り組みについて～院内集会のご案内～
3. 適格消費者団体のホームページより<8 月 30 日～9 月 26 日更新分>

1. 株式会社ネスパディディの注文書が再改定されました！（2013 年 7 月）

当機構では、結婚式・披露宴のプロフィール・オープニングビデオ等を制作する株式会社ネスパディディとの間において、2008 年 7 月、契約解除条件（キャンセル規定）の一部に認識の隔たりを残しつつも、意見交換を終えておりました。しかし、その後、消費者の方からの情報提供もふまえ、同社に再考を促していたところ、下記の概要のとおり、キャンセル規定の見直しが行われましたので、ご報告いたします。なお、同改訂は、2013 年 7 月 1 日より適用となっています。詳細は、http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_080707_01.html を参照。

1. 契約者からの素材の受取前

キャンセル時期	現行	改定後
納品予定日から 151 日前	0%	10% 但し、上限 3 万円（*）
納品予定日から 150～121 日以前	30%	20%
納品予定日から 120～91 日以前	40%	30%
納品予定日から 90～61 日以前	80%	50%
納品予定日から 60～31 日以前	90%	80%
納品予定日から 31 日未満	100%	90%

（*）申込後 7 日以内のキャンセル料は 0%とする（改訂前は 3 日以内）。ただし、申込注文日が納品予定日から 31 日未満の場合は、3 日以内とする。

2. 契約者からの素材の受取後

キャンセル時期	現行	改定後
納品予定日から 151 日前	70%	30%
納品予定日から 150～121 日以前	80%	40%
納品予定日から 120～91 日以前	90%	60%
納品予定日から 90～61 日以前	100%	80%
納品予定日から 60～31 日以前	100%	90%
納品予定日から 31 日未満	100%	100%

2. 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の臨時国会での制定を求める取り組みについて～院内集会のご案内～

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度については、先の通常国会において、衆議院消費者問題特別委員会での継続審議となっています。共通の原因で多数発生する消費者被害の救済の為に、同制度の臨時国会での制定を求めて、同制度の早期制定を求める54団体では、院内集会を下記要領にて準備しております。

今度の臨時国会は、10月15日開会の見込みと報道されています。会期は12月上旬までの2カ月程度と考えられます。この臨時国会において成立をはかるためには、同制度に関する審議を優先してもらえるようにする必要があり、そのための院内集会となります。

会員の皆様にも、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

1.日時 2013年10月29日(火)10:30～12:00

2.会場 参議院議員会館 101 会議室

3.参加申し込みは、全国消費者団体連絡会事務局(電話 03-5216-6024、fax 03-5216-6036)までお願いします。

※詳細は、別添チラシを参照ください。

3. 適格消費者団体のホームページより <8月30日～9月26日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報＝申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	□9月11日 ㈱全国メンタルケアセンターの受診及び医療保護入院支援同意書・契約書における不当条項の修正を求めていましたが、現在、医療搬送業務が行われていないことが確認できたため申入れ活動を終了しました。詳しくは下記を参照ください。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/130911_02.html □9月26日 クレジット決済代行業者のテレコムクレジット㈱から申入れに対する回答を受領しました。申入れの経緯ならびに回答書は下記を参照ください。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/130926_02.html
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	□9月10日 結婚式・披露宴のプロフィール・オープニングビデオ等を制作する株式会社ネスパディディのキャンセル規定の見直しが行われました。詳しくは上記を参照ください。

<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://www.a-c-net.com/</p>	<p>□9月13日 学校法人モード学園の学納金不返還条項の差止を求めた裁判で、モード学園が一定の時期に入学辞退の申出と返金手続を行った受験生に対しては学費を返還することを約束する内容の和解が成立しました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.a-c-net.com/topics/zesei/modo/2013.09.13.mod0%20wakai.pdf</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>□株式会社セレマ・株式会社らくらくクラブに対する解約金条項使用差止請求訴訟の控訴審判決の更正決定（2013年2月5日付）について新たに公開しました。詳しくは下記を参照ください。 http://kccn.jp/tenpupdf/2013/130205celemakettei.pdf</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>□9月12日 貸衣装会社(株)レンタルブティックひろの貸衣装解約条項の一部使用停止を求める差止請求訴訟を大阪地裁堺支部に提起しました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000396 □9月20日 住宅金融支援機構の団信特約制度について、繰上返済時の返戻額の計算方法が同機構のHPに紹介されました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000398</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>

(以上)